

第89回 国際課税委員会議事録

文責 森信茂樹

11月20日、PWC パートナーの佐々木浩さんから「タックスヘイブン対策税制（CFC 税制）の課題」について報告を受け議論しました。（資料別添）

佐々木さんの説明の概要は以下のとおりです。

今回は、CFC 税制の技術的な論点に的を絞って問題提起をしたい。

- ・適用対象法人の10%以上、という基準の引き上げ
- ・外国関係会社の判定が「内国法人が50%超を保有」となっているが、JV の場合、当該外国法人の株主に内国法人が含まれる場合があり、これへの対応が必要となる。
- ・特定外国子会社については、法人税率が著しく低い外国関係会社として、「法人税が存在しない国に本店を有する外国関係会社が」入るが、ケイマン法人東京支店のよう、本店所在地国以外の法人税負担を含めると20%以上のケースがありうる。
- ・「現物分配にかかる譲渡益を非課税所得から除外すること」についてどう考えるべきか。買収後に事業再編が行われる場合に、問題が生じうる。
- ・適用除外については以下の問題点がある。事業基準について、「主たる事業が株主の保有等」の場合を除いているが、平成10年から純粋持ち株会社が可能になっていることとの整合性をどう考えるか。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。